

## 決議と勧告

行政監視委員会 専門員

あおもり あきつぐ  
青森 昭継

国会においてはしばしば決議が行われる。通常、決議とは、合議体の機関が特定の事項について行う議決による決定をいう。国会の決議は、議決の形式により行われる衆議院又は参議院の内外に表明される独自の意思表示であり、本会議、委員会又は調査会において決議される。参議院行政監視委員会も過去に数度行っている（常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。（国会法第41条））。

これに対して、勧告という制度がある。「公の機関相互間において、『勧告』という制度が採用される主たる理由は、指揮命令の関係のない機関相互の間において相互の自主性を尊重しつつ、ある機関の専門的立場における判断ないし意見を他の機関に提供注入することによって、当該機関の任務の達成に遺憾のないよう」にしているところにある（『法令用語辞典（第9次改訂版）』学陽書房 平成21年）。

議院の内部事項についての規律を定める衆参両院の議院規則を見ると、「勧告」に関する規定は、それぞれ一つずつある。

参議院規則第80条の6第1項では、他の委員会に対して「調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができる。」とされている。これは、昭和60年11月の参議院改革協議会答申を受け、昭和61年5月、第104回国会（常会）の国会法及び参議院規則改正により、参議院改革の一つとして調査会制度が創設された際に設けられたものであり、参議院の委員会と調査会の相互間に関する制度である。

これに対して、衆議院規則第92条においては、決算行政監視委員会の所管事項として、同委員会の他の所管事項に係る「行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項」が規定されている。ここでいう勧告は、各府省等を対象としていると考えられる。平成9年12月、第141回国会（臨時会）での衆議院規則改正において設けられたものである。

当時、引き続く公務員不祥事、汚職事件等を背景として、国会においては行政監視機能の強化が検討されていた。参議院では、参議院改革の一環として、行財政機構及び行政監察に関する調査会において、平成7年から検討が開始され、行政監視委員会の新設が打ち出された。また、衆議院では、平成8年の衆議院議員総選挙において、「行政改革」「国会改革」が大きなテーマとなったことから、従来の決算委員会から決算行政監視委員会への改組、予備的調査制度導入などの関連制度改正に至った。上記平成9年改正は、そのための国会法及び両院規則改正の中で行われたものである。

これまでのところ、衆参両院ともに、勧告を行った例はない。なお、衆議院決算行政監視委員会としては、原則的には決議をもって政府に対応を求め、その対応状況の報告を受けた後、再度、行政監視を行い、更に改善措置を要すると判断された場合には勧告を行うと整理されているようである。